一宮研伸大学 障がい学生支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一宮研伸大学(以下「本学」という。)に在籍する障がい学生が、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)」の基本理念に基づき、障がいのない者と等しく修学できる機会が与えられ、かつ主体的に学べるよう、必要かつ合理的な配慮を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は次の各号に定めるところによる。
 - 一 「障がい学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障がいがある者で、障がい等により修学や大学生活に相当な制限を受ける状態である本学の学生(以下「本学学生」という。)をいう。
 - 二 「合理的配慮」とは、障がい学生が他の者と平等にすべての人権及び 基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び 調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、 又は過度な負担を課さないものをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がい学生が修学上において不利益を受けないよう配慮するとともに、 全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、障がい学生が修学上において不利益を受けないよう配慮するとともに、 具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援実施体制)

- 第5条 障がい学生への支援に関する事項は、障がい学生支援委員会(以下「委員会」という。)において審議する。
- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(支援の実施対象)

第6条 支援の対象となる障がい学生とは、第2条の障がい学生のうち、本人が支援を求め、かつ障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料があり、支援の必要性が認められる者を対象とする。

(支援の範囲)

第7条 修学に関する事項(授業、試験、課外活動など)を中心に、障がい学生のニーズ に基づいて支援の範囲を検討する。

(不当な差別的取り扱いの禁止)

第8条 教職員(非常勤教職員も含む、以下同じ)は、障がい学生に対し、不当な差別的 取り扱いにより障がい学生の権利を侵害してはならない。

(支援の申請)

- 第9条 障がい学生で支援を希望する者は、次の各項に記載する担当課に支援の 申請を行うものとする。
- 2 入学試験時の配慮に係る申請は、学生募集要項の定めるところとし、入試広 報室において行うものとする。
- 3 修学上の配慮に係る申請は、別記様式第1号による修学支援申請書及び別記様式第2号による情報共有に関する同意書により、随時、学務課に提出する。ただし、入学前であっても、入学後の修学上の配慮に係る申請は同様とする。
- 4 支援内容の変更に係る申請は、「修学支援申請書」及び「情報共有に関する同意書」により、その都度、学務課に提出する。

(支援内容の決定)

- 第10条 入学試験時の配慮に係る申請がなされた場合、入学試験委員会等において入学 試験に関する特別な措置を検討する。
- 2 修学上の配慮に係る申請がなされた場合、委員会は支援内容を検討する。
- 3 委員会は、前項において検討した支援内容を教育委員会、学生生活支援委員会又は実 習委員会に報告し、連携の上、対応する。
- 4 前項において検討した支援内容は、委員会が申請者と合意形成を行う。
- 5 前項において合意形成を行った支援内容は、教授会に報告する。 なお、支援内容の実施期間は、申請のあった年度内とする。
- 6 前項において決定した支援内容は、委員会が申請学生に別記様式第3号による修学 支援申請に関する回答書をもって通知する。

また、関係教職員に通知し、支援を開始する。

7 支援内容は、障がいの状態や環境の変化等に応じて、適宜、見直しを行い、支援の改善に努める。

(教職員への周知・教育啓発)

第11条 本学は、教職員に対し、本規程の周知徹底を図るとともに、障がい を理由とする差別の解消の推進を図るために必要な教育・啓発活動を行う ものとする。

(庶務)

第12条 この規程の庶務は、学務課及び入試広報室において処理する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附則

- この規程は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

	申請受理番号:			
修学	支援申請書			
	申請日:(西曆)	年	月	日
一宮研伸大学学長 殿	申請者 学籍番号 氏 名: 連 絡 先:	:		
以下のとおり、修学に関する個別支援を なお、希望する支援については、対応で				す。
 障害(診断)名 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 手帳をお持ちでない場合は、診断書を添作 		してください	\°	
2.修学支援が必要な理由(症状・修学」	上困難になること)			

3. 修学支援の希望内容(講義、演習、実習、試験、その他)

情報共有に関する同意書

障がい等を理由とする修学支援申請書において提供される情報の取扱いには、一宮研伸 大学個人情報保護規程に基づき、守秘義務が課せられ、提供された情報は厳重に管理され ます。

ただし、申請者の同意を得た上で、適切な合理的配慮を実施するために、教育委員会、学生生活支援委員会又は実習委員会が必要と認めた範囲で、以下の情報を共有することがあります。以下の説明をよく読み、同意いただけるものは□にレを記入し、署名をお願いいたします。

この同意は、第三者に情報共有される前であれば、いつでも撤回することができます。

1. 申請者の傷病・障がいに関して、診察・治療・検査を受けた病院・診療所・検査
機関等に対し、必要な傷病・障がいの内容(傷病・障害名、症状、治療内容、既往
症など)を照会、面談を行い、回答を受け、「画像診断フイルム」、「その他の検査記
録」の借用、「診断書」、「一宮研伸大学の求める文書」の発行を求め、受領すること。
2. 申請者の情報を、関係教職員(例:アドバイザー教員、授業担当教員、実習施設
の実習担当者、学部長、学務課職員など)と共有すること。
3. 申請者の情報を、学生(例:同じ科目を履修している学生、同じゼミの学生など)

私は、<u>上記の説明を熟読の上、理解しましたので、</u> $1 \sim 3$ の口にレを記入した情報共有に関して同意します。

(西暦) 年 月 日

と共有すること。

申請者(自筆による署名もしくは記名捺印のこと)

氏 名 即

修学支援申請に関する回答書

		(四暦)	牛	月	Ħ
申請者 学籍番号 氏 名	殿	一宮	研伸大学 障がい学	· 生	:昌仝
			PP//*V·于	工人1反安	:貝云
1. 障害(診断)名:					
2. 修学上の問題等:					
以下のとおり修学支援が適当との判	紙に至りました				
	内に上りよした。				
【修学支援の内容】 1.					
*上記支援の実施期間は、通知日以	降、 年3月	31日までと	:する。		

*状態の変化等により支援内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに申し出てくださ

障害別の合理的配慮又は教育的配慮の事例紹介

障がい学生支援委員会では、障害のある学生が、他の学生と平等に教育を受ける機会 を保障するための調整を行っています。

これまでに行われてきた事例は以下の通りです。

※下記に示されているのは、一般的な障害と支援内容です。記載の有無にかかわらず、個別に相談を行って調整しています。

肢体不自由

·事例:下肢不自由

困難なポイント	具体例(一部の授業で実施した場合を含む)	
	・通学が困難な場合は、Zoom によるオンライン講義実施	
・痛みがある時、通学が困難	・電車通学が困難な場合、構内への車両乗り入れ許可	
	・講義座席を最後列出入口付近及び昇降デスクとする	

発達障害

·事例:ASD、ADHD

困難なポイント	具体例(一部の授業で実施した場合を含む)	
	・事前に資料の配付	
・見逃しや聞き逃しが多い	・講義内容の録画	
	・締切やテスト日などの重要な情報を配付物として渡す	
	・授業後、課題提出などの重要な期日を一緒に確認する	
	・課題提出などの締切前に、リマインドのメールを送る	

精神障害

·事例:社交的不安障害

困難なポイント	具体例(一部の授業で実施した場合を含む)
・人前で話す時に緊張や不安から体調不良が生じる ・周囲に人がいると緊張や不安から修学が困難	・可能な限り、文章を読み上げる発表の場合、発表順を後 ろにし、又は口頭での発表以外の方法を検討 ・講義座席を最後列出入口付近とする

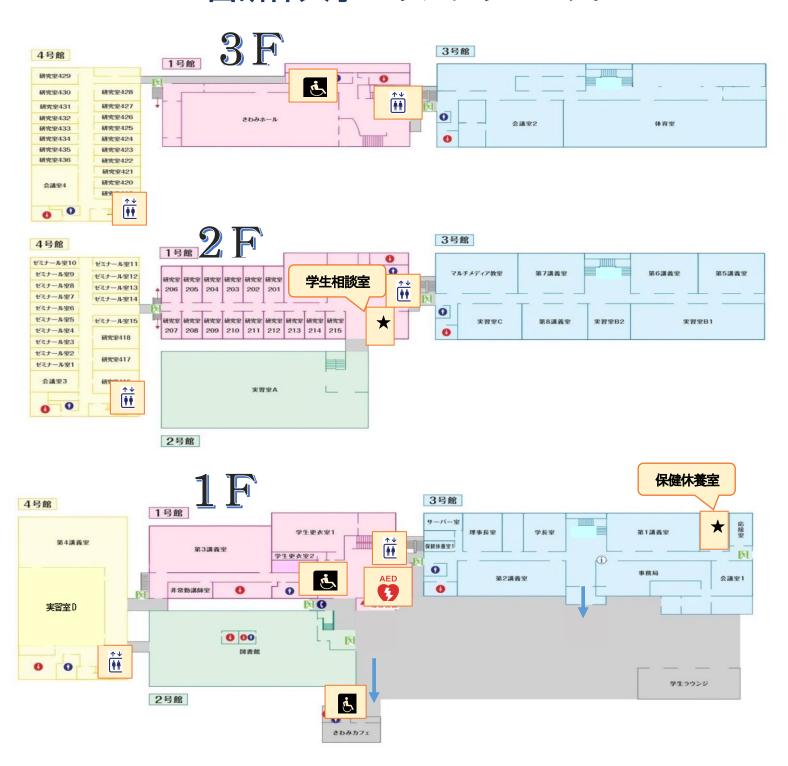
・事例:パニック障害

困難なポイント	具体例(一部の授業で実施した場合を含む)
・周囲に人がいると緊張や不安	・定期試験などの試験において、別室受験を認める
から修学が困難	・講義座席を最後列出入口付近とする

障害のある学生の受入れ実績

2022 年度	2023 年度	2024 年度
5 名(延人数)	6 名(延人数)	6 人(延人数)

一宮研伸大学バリアフリーマップ





1号館1階 1号館3階 きわみカフェ



AED 1号館1階



スロープ 3号館1階玄関 2号館前



エレベーター 3号館1、2、3階 4号館1、2、3階